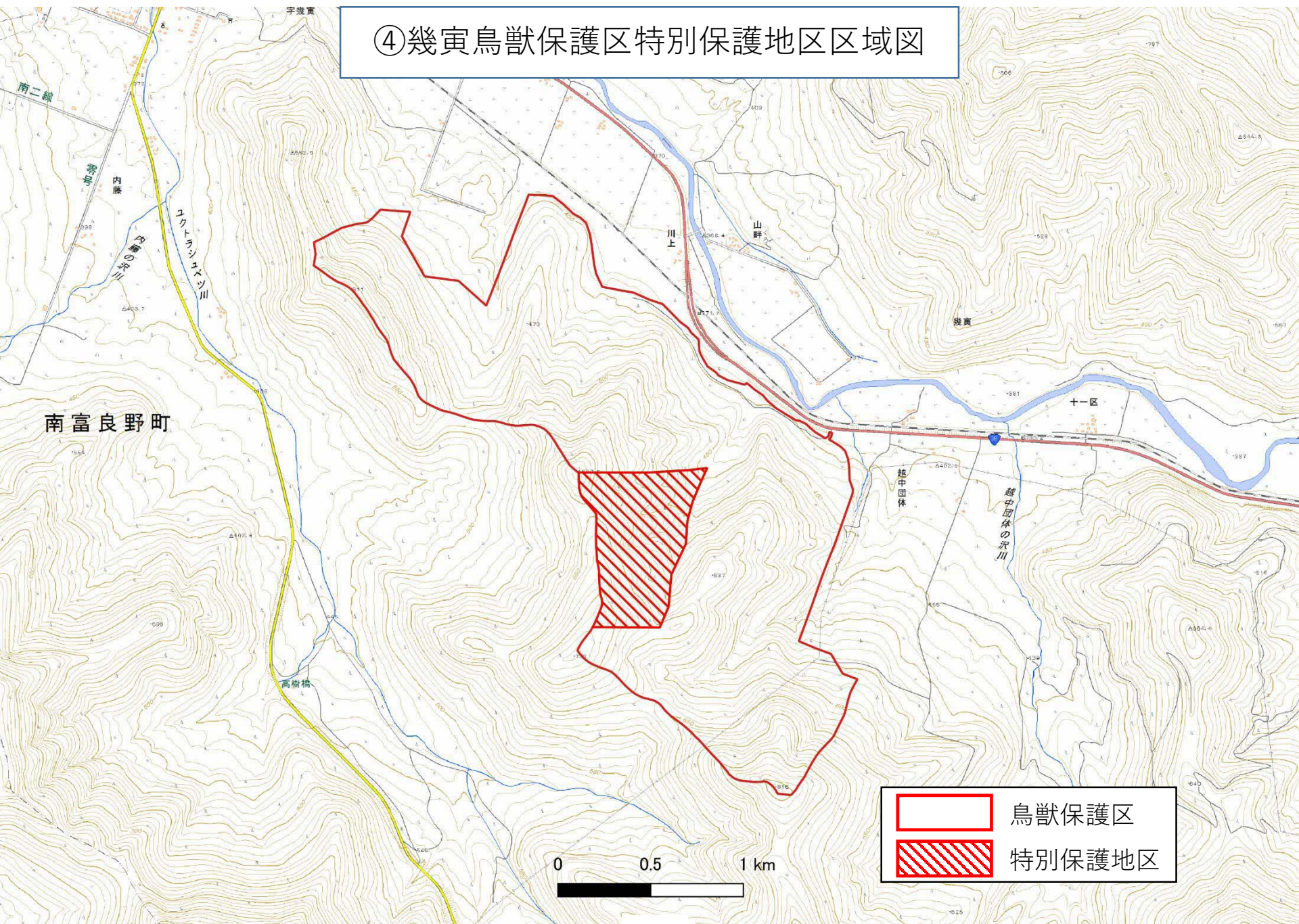
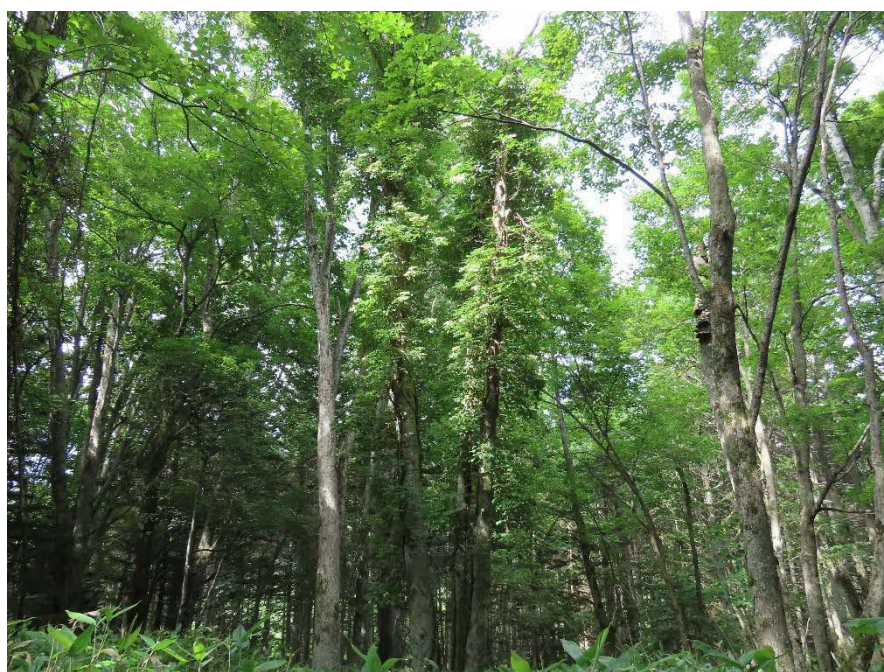
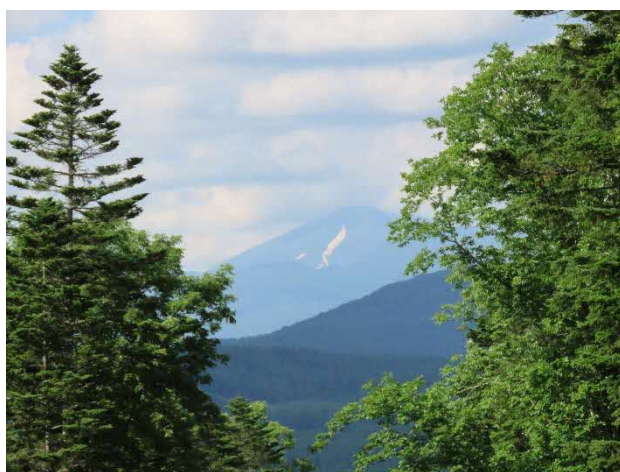


④幾寅鳥獣保護区特別保護地区区域図



幾寅鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定幾寅鳥獣保護区
幾寅特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 5 年（2023 年） 7 月 4 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

幾寅鳥獣保護区幾寅特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定幾寅鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署121林班い小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地区は道指定鳥獣保護区の中央部に位置し、全域が国有林となっており、天然林のエゾマツ、トドマツを主体とした針広混交林となっている。良好な森林環境を形成し、エゾライチョウやクマガラなどの森林性鳥類を始め多様な鳥類が生息しているため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和58年(1983年)に移管)。

生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなど鳥獣の生息状態を確認し、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 40ha

内訳

ア 形態別内訳

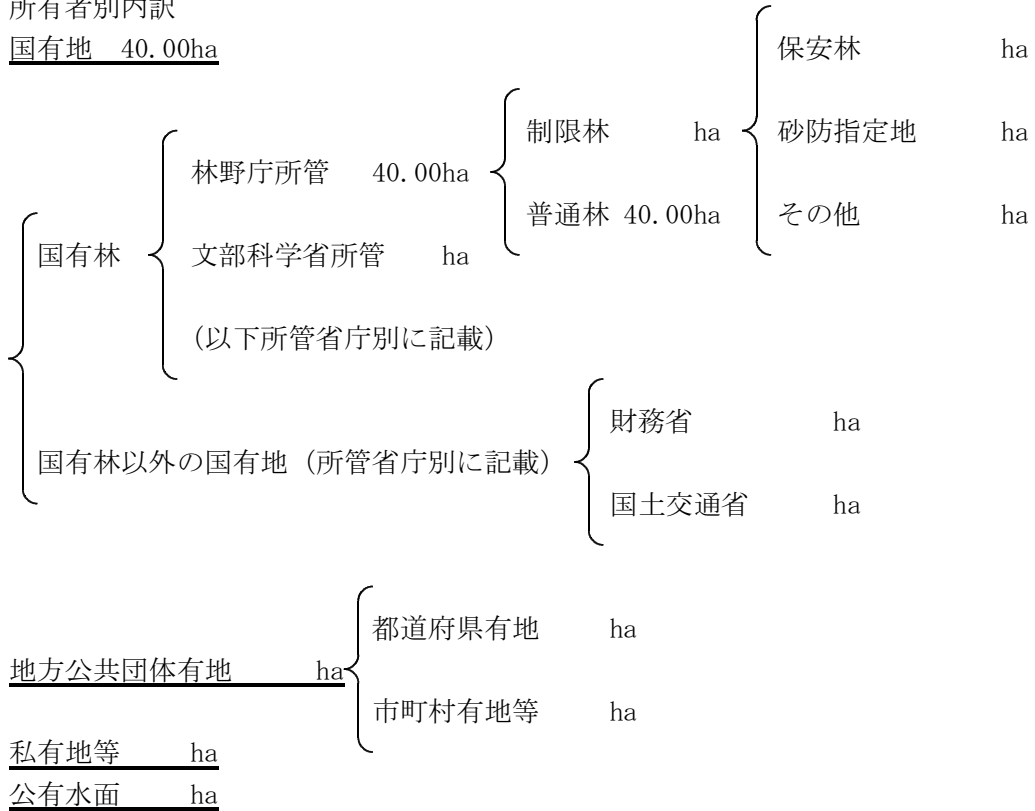
林 野 40.00ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha

イ 所有者別内訳



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 (指定地域等の名称)	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

空知郡南富良野町に所在する当該地区は、道指定幾寅鳥獣保護区の東に位置し、全域が国有林となっている。

イ 地形、地質等

687mのピークから尾根伝いに約800m南下する線を西端とする東斜面となっている。

ウ 植生の概要

エゾマツ等を主体とする針広混交林となっている。

エ 動物相の概要

エゾライチョウ、クマゲラなどの森林性鳥類を始め多様な鳥類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R2年度	R3年度	R4年度	

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 2本
 - (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
 - (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
 - (3) 林小班面積別内訳表
 - (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
 - (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
 - (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）